

改正児童福祉法への対応等について(とりまとめ) 資料1-2

概要 (下線は義務規定)

対応及び方向性 (・は国 ⇒は本市)

(1) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業拡充

こども家庭センターの設置

【資料1-1 2ページ参照】

①

支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランを作成

【資料1-1 2ページ参照】

身近な子育て支援の場における相談機関の整備

【資料1-1 2ページ参照】

- ・ 児童福祉と母子保健の機能・役割を維持しながら、組織を一体的に運営する相談機関の設置
※詳細は別紙①のとおり
⇒本市では、各区保健福祉センター機能が該当
⇒統括支援員及びサポートプラン担当者の各区への配置を調整中
- ・ 国のスケジュール
令和5年12月末頃～
自治体へのガイドライン(案) 素案提示・意見照会
令和6年3月上旬～
自治体へガイドライン(確定版)・設置要綱通知
※こども家庭センターガイドライン
こども家庭センター業務の詳細、統括支援員の役割や業務内容、サポートプランの運用 など
⇒国から情報収集しながら、本市版こども家庭センター運営の手引き(案)の策定、説明会などを実施(予定)

⇒今後国から示される予定の「地域子育て相談機関設置運営要綱」など情報収集しながら、個別課題を整理中

概要（下線は義務規定）	対応及び方向性（・は国 ⇒は本市）
<p>②</p> <p>(新規) 「訪問による生活の支援」 「学校や家以外の子どもの居場所支援」 「親子関係の構築に向けた支援」 (拡充) 「子育て短期支援事業」 「一時預かり事業」 ※家庭支援事業と位置づけ</p> <p>【資料1-1 3ページ参照】</p>	<p>⇒令和5年10月～「家事・育児訪問支援事業」実施 （「訪問による生活の支援」に該当） ※詳細は別紙②のとおり</p> <p>⇒令和6年度予算 「子育て短期支援事業」 「一時預かり事業」 ※詳細は別紙③のとおり</p> <p>⇒家庭支援事業は「（仮称）第3期こども計画（R7～R11）」の地域子ども・子育て支援事業へ位置づけられるため、大阪市子ども・子育て支援会議で議論 令和5年度：ニーズ調査、集計など 令和6年度：素案策定、パブリックコメントなど</p>
<p>家庭支援の事業への<u>利用勧奨</u>・措置の実施</p> <p>【資料1-1 3ページ参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国のスケジュール（令和6年） 1月～ ガイドライン（素案）に対する自治体個別 サウンディング 3月上旬～ 自治体へガイドライン確定版通知 <p>⇒引き続き、国から情報収集</p>
<p>③</p> <p>児童発達支援センターの一元化</p> <p>【資料1-1 3ページ参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬等の取扱いや政省令及び通知等の見直しを検討中 <p>⇒国から情報収集しながら、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案」を令和6年3月市会へ上程予定</p>

(2) 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

一時保護所の設備・運営基準の策定

【資料1-1 7ページ参照】

- ・現在は、「児童養護施設の設備・運営基準」を準用
- ・国のスケジュール(令和6年)
 - 1～2月 基準案(府令案)パブリックコメント
 - 3月頃 基準府令の交付
ガイドライン等発出
 - 4月 基準府令の施行
- ⇒府令施行から一年を超えない期間内で条例制定が必要

①

親子再統合の事業の実施

【資料1-1 4ページ参照】

- ・法定事業として位置づけ
- ⇒令和6年度より現事業を「親子再統合支援事業」へ再構築
 - ①親子関係再構築支援員の配置
 - ②親子関係再構築支援
 - ③保護者支援プログラム等資格取得支援
- ※詳細は別紙④のとおり

里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ

【資料1-1 4ページ参照】

- ⇒「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案」を令和6年3月市会へ上程予定
- ⇒令和6年度に運営事業者公募予定
- ⇒令和7年度に里親支援センター開設予定
- ※詳細は別紙⑤のとおり

概要（下線は義務規定）	対応及び方向性（・は国 ⇒は本市）
<p>② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う</p> <p>【資料1-1 4ページ参照】</p>	<p>⇒令和6年度：「産前・産後母子支援事業」実施 令和7年度からの事業者公募等</p> <p>⇒令和7年度～「妊産婦等生活援助事業」開始予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居室の専有化 ②専門的な相談機能 ③高校生等への広報【R6】 <p>※詳細は別紙⑥のとおり</p>

(3) 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

<p>児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化</p> <p>【資料1-1 5ページ参照】</p>	<p>⇒令和6年度予算 「入所施設等措置費」 年齢要件緩和による対象者分</p>
<p>① 社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設</p> <p>【資料1-1 5ページ参照】</p>	<p>⇒令和6年度予算 「施設退所児童等社会生活・就労支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相互交流の場の提供 ②生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言 ③関係機関との連絡調整 <p>※詳細は別紙⑦のとおり</p>
<p>② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化 22歳までの入所継続を可能</p> <p>【資料1-1 11ページ参照】</p>	<p>・22歳満了時まで入所を継続する者の要件案が示された</p> <p>⇒国から情報収集を行うとともに、「大阪市立障害児入所施設条例改正案」を令和6年3月市会へ上程予定</p>

(4) 児童の意見聴取等の仕組みの整備

児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずること

【資料1-1 6ページ参照】

児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う

【資料1-1 6ページ参照】

⇒令和6年度～ こどもの権利擁護にかかる環境を整備

- ①アドボカシー活動の実践
- ②周知・啓発

「こどもの権利ノート」刷新など

- ③『児童福祉審議会』での審議

(新部会を設置 ※総会での議決事項)

※詳細は議案及び別紙⑧のとおり

⇒国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(案)」を踏まえマニュアル等を作成(こども相談センター)

(5) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

裁判官に一時保護状を請求する等の手続

【資料1-1 7ページ参照】

・国のスケジュール
 令和5年秋頃：「一時保護請求のためのマニュアル」案とりまとめ
 令和6年夏頃～秋頃：マニュアル確定、内閣府令改正
 令和7年6月15日までの政令で定める日：施行
 ⇒引き続き、国から情報収集

(6) 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

新たな認定資格の創設「こども家庭福祉
ソーシャルワーカー（仮称）」及び児童福
祉司・SV任用への活用

【資料1-1 8ページ参照】

- ・対象者
 - ①社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者
 - ②こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者
 - ③保育所等で勤務する保育士
 - ※こども家庭福祉の相談援助業務経験
 - ① 2年以上 ②③ 4年以上
- ・研修の内容
 - こども家庭福祉指定研修
(すべての受講者 一律100.5時間)
 - ソーシャルワーク研修
(②97.5時間 ③165時間)
- ・R6国概算要求（事項要求）
 - 資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）
を検討
 - 資格取得するための研修等に参加する場合、研修受
講費用等の補助を検討
 - ⇒引き続き、国から情報収集

(7) 児童をわいせつ行為から守る環境整備

(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化

【資料1-1 9ページ参照】

ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能に

【資料1-1 9ページ参照】

児童福祉施設等の運営について、児童の安全の確保を加えるなどの改正を行う

【資料1-1 9ページ参照】

・こども政策担当相が、「日本版DBS」の法案をめぐり、臨時国会への提出見送りを表明(10/16)

・確認を義務付ける対象の職種や性犯罪歴を証明できる期間などについて、内容が不十分との意見あり

・監督権限が及ぶ学校や保育所などに性犯罪歴の照会を義務付ける一方で、学習塾やスポーツクラブなど民間事業者は任意での利用

・性犯罪歴の有無を確認できる期間は、「禁錮以上の刑を終えて10年、罰金以下は5年が経つと刑が消滅する」などとした刑法の規定を踏まえ、上限を設ける などの方向で検討していたが、改めて合理性が認められる年数を検討

・照会可能な刑の種類についても刑法などの前科を対象とし、痴漢や盗撮といった都道府県の条例違反は対象外とする方向であったが、対象とする方向で検討

・令和5年度国補正予算

①性被害防止等の取組の先進事例の収集・把握、指針の作成

②保育所等へプライバシー保護を図るパーティションや防犯カメラの設置費用の補助を創設

⇒②対応検討中